

平成30年9月25日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）主権者教育の取組について

主権者教育を開始して以来、児童生徒の政治への関心を高め、参加意欲を促進するためにどのような取組をしてきたのか、教育長に伺う。

（答）

主権者教育につきましては、単に政治的な仕組みについて必要な知識を習得することにとどまらず、生徒が主権者としての自覚を培い、国家・社会の形成者として必要な資質を身に付けることが重要であると認識しております。

平成27年6月の公職選挙法等の改正による選挙権年齢の引き下げに伴い、改めて主権者教育に係る研修を全県立高等学校の管理職、教務主任等を対象として実施するとともに、県立学校の優れた実践事例などを掲載した教師用手引を作成するなど、児童生徒の政治的教養を育む指導について各学校を支援してまいりました。

また、各学校においては、社会科や公民科での指導とともに特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、児童生徒や学校の実態に応じて、学校教育全体で主権者教育を進めてまいりました。

具体的には、子ども議会への参加や選挙管理委員会による出前講座の受講、児童生徒が地域の課題について考えた解決策を行政に提言する取組などを行っているところでございます。

今後とも、このような取組の普及や教員研修の充実を図るなどの取組を推進することにより、児童生徒が発達段階に応じて政治への関心や社会参画の意識を高め、国家・社会の有為な形成者としての資質・能力を身に付けることができるよう努めてまいります。